

## 特別支援学校施設整備指針改訂（H28.3） 新旧対照表

凡例： 下線部分 は改訂部分を示す

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備 考
<p><b>はじめに</b> 「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p><u>障害のある幼児児童生徒のための</u>学校施設整備指針については、<u>これまで</u>平成8年1月に「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」を策定し、<u>その後</u>、平成11年4月に用語に関わる<u>改正</u>を行っている。<u>また</u>、平成19年7月には「特別支援学校施設整備指針」として全面的に<u>改正</u>し、<u>特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方</u>として、<u>障害の重度・重複化などを踏まえた一人一人の教育的ニーズへの対応やセンター的機能の推進などの観点</u>を記述するとともに、<u>具体的な計画・設計上の留意事項</u>を示した。<u>さらに</u>、<u>学習指導要領等への対応に加え</u>、耐震化の推進、防犯対策の推進などの<u>学校施設を取り巻く今日的な課題への対応に関する記述を充実させ</u>、平成21年3月の改正では、<u>学校施設を巡る事故が後を絶たない状況を踏まえ</u>、<u>事故防止対策に関する記述を充実</u>させている。</p> <p><u>さらに</u>、平成23年3月の改正では、<u>特別支援教育制度への転換後の取組や、特別支援学校の学習指導要領等の改訂</u>、<u>社会環境の変化への対応を踏まえ</u>、<u>一人一人の教育</u></p>	<p><b>はじめに</b> 「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものである。</p> <p><u>「特別支援学校施設整備指針」</u>については、平成8年1月に「盲学校、聾学校及び養護学校施設整備指針」として作成し、平成11年4月に用語に関わる<u>改訂</u>を行った<u>後</u>、平成19年7月に<u>特別支援教育制度への転換を踏まえ</u>「特別支援学校施設整備指針」として全面的に<u>改訂</u>している。<u>この改訂では</u>、<u>障害の重度・重複化などを踏まえた一人一人の教育的ニーズへの対応やセンター的機能の推進などの記述を追加</u>するとともに、<u>耐震化の推進、防犯対策の推進などの記述を充実</u>している。<u>また</u>、平成21年3月には、<u>学校施設の事故防止対策に関する記述を充実</u>している。</p> <p><u>最近では</u>、<u>理数教育環境や情報環境等の充実</u>、<u>特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に対応するため</u>、<u>学習指導要領の改訂</u>や<u>社会状況の変化を踏まえ</u>、平成23年3月</p>	

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>的ニーズに対応するための記述、理数教育環境や情報環境等の充実を図るための記述、特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に対応するための記述などを充実させている。</p> <p>今般の改正では、東日本大震災において顕在化した課題や、学校施設に係る新たな課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における審議を経て、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実させている。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「特別支援学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、幼児児童生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針 (略)</p> <p>第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応</p> <p>第1 特別支援教育を推進するための施設整備 (略)</p> <p>第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備</p>	<p>に改訂している。また、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題などに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述を充実している。</p> <p>今般の改訂(平成28年3月)では、学校施設を取り巻く今日的課題を踏まえ、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を経て、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述を充実している。</p> <p>既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し、この「特別支援学校施設整備指針」が活用され、設置者の創意工夫の下に、幼児児童生徒の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第である。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針 (略)</p> <p>第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応</p> <p>第1 特別支援教育を推進するための施設整備 (略)</p> <p>第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備</p>	



特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(1) 幼児児童生徒の安全確保を図るため、学校内にある<u>すべての施設・設備</u>について、幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。</p> <p>その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。特に、情緒障害や自閉症、注意欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、各々にとって十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい<u>学校施設づくり</u>を推進することが重要である。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>5～7(略)</p> <p><b>第4 地域と連携した施設整備</b></p> <p><b>1 学校・家庭・地域の連携協力</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室</u>についても計画することが重要である。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 複合化への対応</b></p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>社会教育</u></p>	<p>(1) 幼児児童生徒の安全確保を図るため、学校内にある<u>全ての施設・設備</u>について、幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。</p> <p>その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。特に、情緒障害や自閉症、注意欠陥多動性障害(以下「ADHD」という。)等の障害を併せ有する幼児児童生徒に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、各々にとって十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい<u>施設づくり</u>を推進することが重要である。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>5～7(略)</p> <p><b>第4 地域と連携した施設整備</b></p> <p><b>1 学校・家庭・地域の連携協力</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組(コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等)など、学校と地域の連携・協働のための諸室</u>についても計画することが重要である。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 複合化への対応</b></p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>公共施設</u></p>	<p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「すべて」→「全て」に修正</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「学校施設づくり」→「施設づくり」に修正。</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・学校と地域の連携・協働に関する計画について記載を充実</p> <p><b>【複合化】</b></p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>施設や福祉施設、医療施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、地域の避難所等としての機能を計画する場合も、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2) 多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリー等に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><b>第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な計画の必要性</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(1) 地域内の特別支援学校や他の文教施設等の整備計画との整合</u></p> <p>当該地域における中・長期の特別支援学校の整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学</p>	<p>(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)や医療施設等との複合化について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、幼児児童生徒と高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。</p> <p>(2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。</u></p> <p><b>第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項</b></p> <p>1 総合的・長期的な視点の必要性</p> <p><u>(1) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定</u></p> <p>学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画(長寿命化計画等)を策定することが重要である。</p> <p><u>(2) 域内の学校施設整備方針・計画等との整合</u></p> <p>域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携等を</p>	<p>・用語の整理</p> <p>・幼児児童生徒と高齢者など多様な世代との交流について記載</p> <p>※現行の文中6行目「地域の」以降は(2)において記載。</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策について記載</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・効果的・効率的な施設整備について記載</p> <p><b>【用語の整理】</b></p> <p>・「計画」を「視点」に修正</p> <p><b>【複合化・長寿命化】</b></p> <p>・域内の長寿命化計画を含む中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定の必要性について記載</p> <p>※改訂案の(2)及び(3)については、(1)の域内の全体計画に関する記載に対して、個別計画であることを明確化するための修正。</p>



特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>化する観点から、<u>社会教育施設や高齢者福祉施設等</u>との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、<u>幼児児童生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p><b>4 計画的な整備の実施</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>5・6 (略)</b></p> <p><b>7 関係者の参画と理解・合意の形成</b></p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・形態等に対応できるものにするとともに、<u>地域と連携した学校運営が行われるよう、当該学校施設の整備における関係者である教職員、幼児児童生徒、保護者、地域住民等との間で、企画の段階から十分な意見交換の機会を設けて、理解と合意の形成に努めることが重要である。</u></p> <p>その際、学校建築や情報システム等の専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p>	<p>化する観点から、<u>公共施設等</u>との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、<u>幼児児童生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p><b>4 計画的な整備の実施</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設の状態、教育内容・教育方法への<u>適応状況等</u>に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>5・6 (略)</b></p> <p><b>7 関係者の参画と理解・合意の形成</b></p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・形態等に対応できるものにするとともに、<u>地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。</u>その際、学校建築や情報システム等の専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、<u>企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</u></p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、</p>	<p>・用語の整理</p> <p><b>【長寿命化】</b></p> <p>・既存学校施設の有効活用について記載を充実</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載を充実</p> <p><b>【複合化】</b></p> <p>・企画の段階から、学校施設の運営方法等を検討しておくことについて記載</p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><b>第2章 施設計画</b></p> <p><b>第1節 校地計画</b></p> <p>第1 校地環境 (略)</p> <p>第2 周辺環境 (略)</p> <p>第3 通学環境 (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b></p> <p>第1 全体配置 1 (略)</p> <p>2 配置構成 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>他の文教施設等との複合化を</u>計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう各施設を<u>適切に配置</u>することが重要である。特に、誘導設備等の設置に関しては、施設全体として一貫性をもたせることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】:病院等に併置する場合には、病院等からの利用も考慮して施設の配置を計画することが重要である。</p>	<p>利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p><b>第2章 施設計画</b></p> <p><b>第1節 校地計画</b></p> <p>第1 校地環境 (略)</p> <p>第2 周辺環境 (略)</p> <p>第3 通学環境 (略)</p> <p><b>第2節 配置計画</b></p> <p>第1 全体配置 1 (略)</p> <p>2 配置構成 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公共施設等との複合化について</u>計画する場合には、<u>それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画</u>することが重要である。特に、誘導設備等の設置に関しては、施設全体として一貫性をもたせることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】:病院等に併置する場合には、病院等からの利用も考慮して施設の配置を計画することが重要である。</p>	<p>【複合化】</p> <p>・公共施設等との複合化の配置計画について記載を充実</p>



特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>する場合は、病院等との日常的な往来に十分配慮した空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 学習関係諸室</b></p> <p>1(略)</p> <p>2 普通教室等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一学年の普通教室は、多目的教室の位置づけに留意しつつ、同一階又は同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを確保できるよう模様替えやゾーニングの再編が可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>なお、複数の部又は障害に対応した施設とする場合は、同一の部又は障害の普通教室について、同一階又は同一区画にまとめて計画することも有効である。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>3～5(略)</p> <p>6 自立活動関係諸室</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 肢体不自由に対応した自立活動関係諸室</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ 複数の教員による協力や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、<u>打ち合わせ</u>に活用できる空間を計画することが望ましい。</p> <p>(5) 病弱に対応した自立活動関係諸室</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ 複数の教員による協力や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、<u>打ち合わせ</u>に活用できる空間</p>	<p>する場合は、病院等との日常的な往来に十分配慮した空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第2 学習関係諸室</b></p> <p>1(略)</p> <p>2 普通教室等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一学年の普通教室は、多目的教室の位置付けに留意しつつ、同一階又は同一区画にまとめて計画することが重要である。また、各学年の学級数が増減した場合においても学年ごとの空間的なまとまりを確保できるよう模様替えやゾーニングの再編が可能な計画とすることが望ましい。</p> <p>なお、複数の部又は障害に対応した施設とする場合は、同一の部又は障害の普通教室について、同一階又は同一区画にまとめて計画することも有効である。</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>3～5(略)</p> <p>6 自立活動関係諸室</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 肢体不自由に対応した自立活動関係諸室</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ 複数の教員による協力や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、<u>打合せ</u>に活用できる空間を計画することが望ましい。</p> <p>(5) 病弱に対応した自立活動関係諸室</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤ 複数の教員による協力や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、<u>打合せ</u>に活用できる空間を計</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「位置づけ」→「位置付け」に修正</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>を計画することが望ましい。 7～11(略)</p> <p>第3 屋内運動施設 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場合) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1～6 (略)</p> <p>7 複合化・高層化への対応 (1) <u>社会教育施設や福祉施設</u>等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。 (2) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>画することが望ましい。 7～11(略)</p> <p>第3 屋内運動施設 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場合) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p> <p><b>第4章 各室計画</b></p> <p>第1 基本的事項 1～6 (略)</p> <p>7 複合化・高層化への対応 (1) <u>公共施設</u>等との複合化について計画する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。 (2) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>【複合化】 ・用語の整理</p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場合) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p>	<p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場合) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p>	
<p><b>第5章 詳細設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 快適性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 柔らかで温かみのある教育環境づくりを行うことが重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ</p>	<p><b>第5章 詳細設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1・2(略)</p> <p>3 快適性</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 柔らかで温かみのある施設づくりを行うことが重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 内部仕上げ</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「教育環境づくり」→「施設づくり」に修正。</p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(略)</p> <p>第3 開口部</p> <p>(略)</p> <p>第4 外部仕上げ</p> <p>(略)</p> <p>第5 学校用家具</p> <p>(略)</p> <p>第6 その他</p> <p>(略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造</p> <p>(略)</p> <p>第3 基礎</p> <p>(略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p>	<p>(略)</p> <p>第3 開口部</p> <p>(略)</p> <p>第4 外部仕上げ</p> <p>(略)</p> <p>第5 学校用家具</p> <p>(略)</p> <p>第6 その他</p> <p>(略)</p> <p><b>第6章 屋外計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第7章 構造設計</b></p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造</p> <p>(略)</p> <p>第3 基礎</p> <p>(略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p>	<p>【木材利用】</p> <p>・JIS A 3301「木造校舎の構造設計標準」の全面改正(平成27年3月)を受け、木材の性能・効果等を踏まえ、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することについて記載</p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p>(略)</p> <p>第5 その他 (略)</p> <p><b>第8章 設備設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備 1～3(略)</p> <p>4 情報系設備 (1) (略) (2) 校内電話, インターフォン, ファクシミリ, 校内LAN, テレビ会議等の設備は, 利用目的に応じ, 必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し, 導入することが重要である。 (3)～(10) (略)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5 その他 (略)</p> <p><b>第8章 設備設計</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 照明設備 (略)</p> <p>第3 電力設備 (略)</p> <p>第4 情報通信設備 1～3(略)</p> <p>4 情報系設備 (1) (略) (2) 校内電話, インターホン, ファクシミリ, 校内LAN, テレビ会議等の設備は, 利用目的に応じ, 必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し, 導入することが重要である。 (3)～(10) (略)</p> <p>第5 給排水設備 (略)</p> <p>第6 空気調和設備 (略)</p> <p>第7 防災設備 (略)</p> <p>第8 その他の設備 (略)</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「インターフォン」→「インターホン」に修正</p>

特別支援学校施設整備指針(改定前)	特別支援学校施設整備指針(改訂後)	備考
<p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打ち合わせ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p><b>第9章 防犯計画</b></p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 敷地境界及び敷地内部の防犯対策 (略)</p> <p>第3 建物の防犯対策 (略)</p> <p>第4 防犯監視システムの導入 (略)</p> <p>第5 通報システムの導入</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連絡システム</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡, 情報管理, 報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め, 通信機器等の設備や<u>打合せ</u>スペース等を確保しておくことも有効である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 その他 (略)</p>	<p>【用語の整理】</p> <p>・「打ち合わせ」→「打合せ」に修正</p>